

件名	愛媛県公営企業の設置等に関する条例の一部を改正する条例
主管課	公営企業管理局総務課
根拠法令等	

【改正の概要】

土地造成事業を工業用水道事業の附帯事業にしようとするもの

【条例の改正内容】

1 公営企業の設置（第2条の改正）

新	旧
（設置） 第2条 県の産業の発展に必要な電気及び工業用水を提供するため並びに県民の健康保持に必要な医療を提供するため、電気事業及び工業用水道事業（これに附帯する事業を含む。）並びに病院事業（以下「公営企業」という。）を設置する。	（設置） 第2条 県の産業の発展に必要な電気、工業用水及び土地を提供するため並びに県民の健康保持に必要な医療を提供するため、電気事業、工業用水道事業及び土地造成事業並びに病院事業（以下「公営企業」という。）を設置する。

2 公営企業の経営の基本（第3条第2項第3号の改正）

新			旧		
(3) 工業用水道事業に附帯する事業			(3) 土地造成事業		
名称	位置	造成面積	名称	位置	造成面積
愛媛県壬生川地区土地造成事業	西条市	29ヘクタール	愛媛県壬生川地区土地造成事業	西条市	2,201,700平方メートル

3 附則廃止

愛媛県営土地造成事業に地方公営企業法の規定の全部を適用する条例の廃止

施行日 平成19年4月1日

【その他参考事項】

土地造成事業

- ・目的 地域産業の一層の振興と地域社会の発展の維持
- ・施行期間 昭和33年度～昭和60年度
- ・現状
 

吉田浜地区（松山市）	約39ヘクタール	昭和44年度売却処分済
壬生川地区3号地（西条市）	約56ヘクタール	昭和46年度売却処分済
壬生川地区4号地（西条市）	約164ヘクタール	未分譲地29ヘクタール
磯浦地区（新居浜市）	約28ヘクタール	昭和63年度売却処分済

附帯事業とする理由

土地造成事業については、今後新たな造成計画はなく、壬生川地区の東予インダストリアルパークの約29haの用地の分譲を残すのみとなったことから、事業の性格上、密接に関連する工業用水道事業との一体的な運営を行い、より効率的な経営を図る。